No. 7

令和５年（１２月）

第５回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目　　次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第４１号	損害賠償の額の決定及び和解について	資　産　税　課	1

報告第４１号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和５年９月２６日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和５年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

２３１，９５７円

自動車修理費及び代車費用

２　損害賠償の相手方

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和５年８月２９日（火）午後３時２０分頃、資産税課職員がさいたま市南区別所三丁目１８６１番１５の駐車場内において、庁用車を駐車しようとしたところ、駐車中の相手方車両の左前部に接触し、相手方車両を損傷させた。

